

九州工学教育協会会則

制 定：昭和27年9月9日

最終改正：平成30年2月5日

(総 則)

第1条 この会は、九州工学教育協会と称する。

第2条 この会は、事務局を福岡市西区元岡744番地九州大学工学部内に置く。

(目的及び事業)

第3条 この会は、官庁及び産業界と工学に関係のある大学及び高等専門学校との連繫を密にし、大学及び高等専門学校並びに産業界に於ける工学教育の振興をはかると共に、わが国産業の発展に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 官庁及び産業界と大学及び高等専門学校の連絡並びに協力
- (2) 工学教育に関する研究及び調査とその成果の普及及び利用
- (3) 日本工学教育協会との連絡、提携及び日本工学教育協会会費の取継事務
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

(会 員)

第5条 この会の会員は、団体会員と個人会員とする。

2 この会は、次の地域内に在住する会員をもって組織する。

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3 個人会員は、大学及び高等専門学校の教員並びに官庁・企業の職員その他とする。

4 団体会員は、工学に関係のある企業、官庁、大学、高専その他の団体とする。

(入 会)

第6条 この会に入会しようとする者は、本会が定めた入会申込手順に従い、入会申込書を会長あてに提出し、理事会の承認を得るものとする。

(資格喪失)

第7条 この会の会員は、以下の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡又は失踪宣言
- (3) 会費を滞納したとき
- (4) この会の名誉を傷付け、又はこの会の目的に反する行為があったとき

(退 会)

第8条 この会を退会しようとする者は、その理由を付して所定の退会届を会長あてに提出するものとする。

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 4名

常務理事 1名 常任理事 若干名
理事 50名以内 監事 2名

第10条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

第11条 役員の選任は次の通りとする。

- (1) 理事及び監事は会員の互選による。
- (2) 会長、副会長は理事の中から理事会で選出する。
- (3) 常任理事は、理事会が推薦する。
- (4) 常務理事は、常任理事会が推薦する。

第12条 会長は本会を代表し、一切の会務を総括し、理事会及び総会の議長となる。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、これを代行する。

第14条 監事は会の財産、経理及び理事の業務執行を監査する。

第15条 常任理事会は、会長の諮問に答申し、また、本会の重要事項を協議し、これを議決する。

(会 議)

第16条 会議を分けて総会、理事会、常任理事会とする。理事会及び常任理事会は会議員(代理を含む)の半数以上の出席がなければ成立しない。

第17条 総会は年1回これを開き、他の会議は必要に応じて開催する。

第18条 常任理事会は、種々の課題について研究討議するため、専門委員会を置くことができる。

(会 計)

第19条 本会の経費は会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。

第20条 会費は、個人会費と団体会費に分けて年額、次のとおりとする。

(1) 個人会費

個人正会員 1、000円

フェロー会員 1、000円

(ただし、フェロー会員にあつては、15、000円(15年相当分)を前納するものとする。)

(2) 学校団体会費

国公立大学 50、000円

(九州大学は、100、000円)

私立大学・高専 30、000円

(3) 企業団体会費 1口 5、000円 以上

(4) その他官公庁等 10、000円

2 年度途中で退会しようとする者は、当該年度の会費が未納の場合は全額納入しなければならず、また既納の会費は、中途退会した場合であっても返還しないものとする。

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 この会の予算決算は、理事会の承認を経て総会に報告する。

(会則の変更)

第23条 この会則の変更は、総会に於いて出席者の半数以上の賛成を得なければならない。

附 則

昭和27年9月9日制定、昭和33年1月28日改正、昭和34年1月23日改正、昭和38年11月

22日改正、昭和43年2月16日改正、昭和50年2月28日改正、昭和55年2月1日改正、昭和56年2月4日改正、昭和60年2月12日改正、平成2年2月5日改正、平成3年7月22日改正、平成7年2月6日改正、平成8年2月5日改正、平成11年2月1日改正、平成14年2月4日改正、平成19年5月15日改正。

附 則（平成22年2月16日）

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月8日）

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日）

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月5日）

この会則は、平30年4月1日から施行する。